



島根県報

平成20年 3月21日 (金)
第 1,967 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則	(農林水産総務課)	2
島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(農 村 整 備 課)	2
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則	(建 築 住 宅 課)	3

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	3
生活保護法の規定による指定医療機関の名称変更の届出	(")	4
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	4
救急病院の指定	(医 療 対 策 課)	4
換地処分 (2 件)	(農 村 整 備 課)	5
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5
道路の供用開始	(")	5

公 告

平成20年島根県歯科技工士試験の合格者	(医 療 対 策 課)	6
---------------------	-------------	---

公安規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則	(警 察 本 部)	6
島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	(")	6
島根県警察教養規則の一部を改正する規則	(")	7
島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(")	8

雑 報

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱の一部改正	(警 察 本 部)	8
---------------------------	-----------	---

公布された条例等のあらまし

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則 (規則第9号)

1 規則の概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律の施行等に伴う規定の整備 (第1条・第2条・第9条・様式第2号関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第10号)

1 規則の概要

島根県土地改良財産の処分に関する条例の規定による土地改良財産の無償譲渡に関し、対象となる事業を変更することとした。(第2条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(規則第11号)

1 規則の概要

(1) 閲覧時間の改正(第6条関係)

(2) 様式の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第9号

島根県農林水産業協同組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農林水産業協同組合等検査規則(平成18年島根県規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(昭和22年法律第132号)」の次に「第92条の4第1項において準用する銀行法(昭和56年法律第59号)第52条の54及び農業協同組合法」を、「(昭和23年法律第242号)」の次に「第121条の4第1項において準用する銀行法第52条の54及び水産業協同組合法」を加え、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成14年法律第32号)第8条」を「並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第14条」に改める。

第2条第4号中「第93条第2項に規定する子会社等」の次に「信用事業受託者」を加え、「第122条第3項に規定する子会社(以下「子会社」という。)」を「第122条第2項に規定する子法人等及び信用事業受託者(以下「子会社等」という。)」に改める。

第9条第2項中「子会社」を「子会社等」に改める。

「農業協同組合法第92条の4第1項において準用する銀行法第52条の54

様式第2号中「農業協同組合法第94条」を 農業協同組合法第94条

水産業協同組合法第121条の4第1項において準用する銀行法第52条の54」

に、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律第8条」を「犯罪による収益の移転防止に関する法律第14条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第10号

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県土地改良財産の処分に関する条例施行規則(平成8年島根県規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「に基づく水環境整備事業」を「に基づく事業」に改め、同条第2号中「に基づく農村活性化住環境整備事業」を「に基づく事業」に改め、同条第3号中「に基づく農地環境整備事業」を「に基づく事業」に改め、同条第4

号中「に基づく農村総合整備事業」を「に基づく事業」に改め、同条第 5 号中「に基づく農村自然環境整備事業（総合型）」を「に基づく事業」に改め、同条第 6 号中「に基づくほ場整備事業」を「に基づく事業」に改め、同条第 7 号中「に基づく高生産性大区画ほ場整備事業」を「に基づく事業」に改め、同条第 8 号中「に基づく中山間地域総合整備事業」を「に基づく事業」に改め、同条第 9 号中「に基づくふるさと水と土ふれあい事業」を「に基づく事業」に改め、同条第10号中「に基づく棚田地域等緊急保全対策事業」を「に基づく事業」に改め、同条第11号中「に基づく畑地帯総合整備事業」を「に基づく事業」に改め、同条第12号中「飲雑用水施設整備事業」を「事業」に改め、同条第14号中「一般農道整備事業」を「事業」に改め、同条第15号を次のように改める。

- (15) 平成 5 年 5 構改 D 第32号 通知、平成10年 10 構改 D 第281号 通知及び平成15年 14農振第2456号 通知に基づくふるさと自治調 第 1 号 自治 導 第 71 号 総 財 務 第 23 号

農道緊急整備事業

第 2 条第16号中「に基づく農地防災事業」を「に基づく事業」に改め、同条に次の 9 号を加える。

- (17) 経営体育成基盤整備事業実施要綱（平成15年14農振第2486号）に基づく事業
- (18) 農業生産法人等育成緊急整備事業実施要綱（平成19年18農振第1931号）に基づく事業
- (19) 地域開発関連基盤整備事業実施要綱（平成15年14農振第2488号）に基づく事業
- (20) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成 5 年 5 構改 D 第213号）に基づく事業
- (21) 中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱（平成10年10構改 D 第244号）に基づく事業
- (22) 元気な地域づくり交付金実施要綱（平成17年16農振第2364号）に基づく事業
- (23) 農村振興総合整備事業等実施要綱（平成13年12農振第1963号）に基づく事業
- (24) 農業用河川工作物応急対策等事業実施要綱（昭和54年54構改 D 第239号）に基づく事業
- (25) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業実施要綱（昭和41年41農地 D 第772号）に基づく事業

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成18年島根県規則第104号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「午後 5 時」を「午後零時15分まで及び午後 1 時から午後 5 時15分」に改める。

様式第 2 号から様式第 4 号までの様式中 「登録番号」を「免許証番号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
塩冶神前ふたば薬局	出雲市塩冶神前5丁目1番12号	平成20年3月1日
岩佐歯科クリニック	雲南市木次町木次780番地26	平成20年3月5日

島根県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の名称変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称		所在地	変更年月日
変更前	変更後		
菅原歯科医院	さくら歯科クリニック	雲南市木次町新市29	平成20年1月1日

島根県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
さくら歯科クリニック	雲南市木次町新市29	平成20年2月1日

島根県告示第236号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院に該当すると認めため、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

名 称	所 在 地	認 定 期 間
平成記念病院	雲南市三刀屋町三刀屋1294番地1	平成20年4月18日から平成23年4月17日まで
島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89番地1	平成20年3月15日から平成23年3月14日まで
公立邑智病院	邑智郡邑南町中野3848-2	平成20年4月1日から平成23年3月31日まで

島根県告示第237号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成20年3月11日付けで県営土地改良事業に係る求院地区第1工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第238号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成20年3月11日付けで県営土地改良事業に係る求院地区第2工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第239号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	川本波多線	邑智郡川本町大字川本193番1地先から同183番1地先まで	前	メートル 4.00～ 37.00	メートル 302.00	県央県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	6.00～ 37.00	302.00	

島根県告示第240号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年 3 月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	314号	仁多郡奥出雲町三沢2114番15地先から同1695番83地先まで	メートル 156.00	平成20年 3月28日		
"	432号	仁多郡奥出雲町亀高16番地先から同3763番34地先まで	256.00	平成20年 3月21日		

〃	〃	仁多郡奥出雲町亀嵩29番4地先から同31番4地先まで	80.00	平成20年3月21日	雲南県土整備事務所仁多土木事業所
県道	上阿井八川線	仁多郡奥出雲町大馬木627番19地先から同364番4地先まで	1,104.70	平成20年3月21日	
〃	〃	仁多郡奥出雲町大馬木159番4地先から同92番1地先まで	286.00	平成20年3月21日	
〃	池田久手停車場線	大田市朝山町朝倉字上田ノ口1925番1地先から同町朝倉字大城1710番1地先まで	596.00	平成20年3月21日	県央県土整備事務所大田事業所

公 告

平成20年島根県歯科技工士試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

平成20年3月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 2 3 4

公 安 委 員 会 規 則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第2号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表大田警察署温泉津広域交番の項所管区の区域の欄中「飯原」の次に「、湯里」を加える。

本則の表大田警察署湯里駐在所の項を削る。

本則の表川本警察署沢谷駐在所の項所管区の区域の欄中「酒谷」の次に「、信喜、上川戸」を加える。

本則の表川本警察署浜原駐在所の項を削る。

本則の表川本警察署粕淵駐在所の項所管区の区域の欄中「野井」の次に「、亀村、滝原、浜原」を加える。

本則の表津和野警察署津和野駅前交番の項名称の欄中「津和野警察署津和野駅前交番」を「津和野警察署所在地」に改め、同項位置の欄中「鹿足郡津和野町後田」を「津和野警察署内」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第3号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「県民相談課」を「広報相談課」に改める。

第 3 条第 4 号を次のように改める。

(4) 公安委員会規則案その他公文書類の審査に関すること。

第 3 条第 6 号を削る。

第 4 条（見出しを含む。）中「県民相談課」を「広報相談課」に改め、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

(1) 広報及び広聴に関すること。

第 7 条に次の 1 号を加える。

(12) 前各号に掲げるもののほか、警務部内の他の所掌に属しないこと。

第10条の 3 第 1 項中「県民相談課」を「広報相談課」に改め、同条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とする。

第10条の 5 第 2 項第 1 号を次のように改める。

(1) 職場又は警察教養施設等における警察実務、術科その他の事項に係る警察職員の教養に関する事務一般に関すること。

第10条の 5 第 2 項第 2 号及び第 3 号を削り、同項第 4 号中「教養施設」を「警察教養施設」に改め、同号を同項第 2 号とする。

第11条中「生活保安課」を「生活環境課」に改める。

第12条に次の 1 号を加える。

(10) 前各号に掲げるもののほか、生活安全部内の他の所掌に属しないこと。

第15条（見出しを含む。）中「生活保安課」を「生活環境課」に改める。

第19条に次の 1 号を加える。

(12) 前各号に掲げるもののほか、刑事部内の他の所掌に属しないこと。

第26条に次の 1 号を加える。

(8) 前各号に掲げるもののほか、交通部内の他の所掌に属しないこと。

第34条に次の 1 号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、警備部内の他の所掌に属しないこと。

第38条第 2 項及び第39条第 2 項中「警視に相当する級にある」を削る。

第40条第 2 項及び第42条第 2 項中「これに相当する級にある」を削る。

第43条第 2 項中「警視に相当する級にある」を削る。

第44条第 1 項中「総務課」を「広報相談課」に改める。

第45条第 2 項、第46条から第47条の 2 までの規定、第54条第 2 項、第55条第 2 項及び第58条第 2 項中「これに相当する級にある」を削る。

附 則

この規則は、平成20年 3月27日から施行する。

島根県警察教養規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 3月21日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第 4 号

島根県警察教養規則の一部を改正する規則

島根県警察教養規則（平成13年島根県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 号中「で巡査相当職にある者」を削り、同条第 5 号中「巡査部長に相当する級」を「本部長が定める職」に

改め、同条第7号中「係長に」を「本部長が定める職に」に改め、同条第9号中「警部補相当職」を「本部長が定める職」に改める。

第10条第2項を削る。

附 則

この規則は、平成20年3月27日から施行する。

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月21日

島根県公安委員会委員長 伊 藤 裕

島根県公安委員会規則第5号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第23条の3第2項中「広島県公安委員会及び」を削る。

別表第2中 「

一般国道9号（パイパス）	松江市玉湯町湯町117番2先から松江市玉湯町湯町1839番1先まで
--------------	-----------------------------------

」を

「

一般国道9号（パイパス）	松江市玉湯町湯町117番2先から松江市玉湯町湯町1839番1先まで
一般国道9号（パイパス）	簸川郡斐川町大字併川1421番先から出雲市芦渡町488番4先まで

」に改める。

附 則

この規則中第23条の3第2項の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は平成20年4月1日から施行する。

雑 報

島根県警察本部告示第22号

島根県警察情報公開センター等設置運営要綱（平成13年島根県警察本部告示第88号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月21日

島根県警察本部長 警視長 大 橋 亘

第3条第1項中「警務部県民相談課長（以下「県民相談課長」という。）」を「警務部広報相談課長（以下「広報相談課長」という。）」に改める。

第9条から第12条までの規定中「県民相談課長」を「広報相談課長」に改める。

附 則

この告示は、平成20年3月27日から施行する。